

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年7月14日

【会社名】 株式会社サイバーリンクス

【英訳名】 CYBERLINKS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村上 恒夫

【本店の所在の場所】 和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

【電話番号】 073-448-3600

【事務連絡者氏名】 専務取締役 佐藤 正光

【最寄りの連絡場所】 和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

【電話番号】 073-448-3600

【事務連絡者氏名】 専務取締役 佐藤 正光

【縦覧に供する場所】 株式会社サイバーリンクス東日本支社
(東京都港区芝浦四丁目9番25号芝浦スクエアビル13階)
株式会社サイバーリンクス西日本支店
(大阪市淀川区宮原四丁目1番14号住友生命新大阪北ビル3階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は平成27年7月14日開催の取締役会において、当社と株式会社ニュートラル（以下、「ニュートラル」といいます。）が合併（以下、本合併）することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ニュートラル
本店の所在地	北海道札幌市中央区大通西六丁目10番地1
代表者の氏名	代表取締役社長 川辺 春義
資本金の額	70百万円（本報告書提出日現在）
純資産の額	67百万円（平成27年3月末現在）
総資産の額	298百万円（平成27年3月末現在）
事業の内容	インターネットEDIシステムの開発・販売及び関連ソリューションサービス

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高（百万円）	200	180	205
営業利益又は営業損失（ ）（百万円）	11	12	6
経常利益又は経常損失（ ）（百万円）	14	12	9
当期純利益又は当期純損失（ ）（百万円）	14	13	9

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
川辺 春義	35.18%
自己株式	30.53%
(株)サイバーリンクス	14.96%
松本 隆志	11.48%
野呂田 信義	6.15%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、ニュートラルの発行済株式総数の14.96%に相当する730株を所有しております。ニュートラルは、当社の発行済株式総数の0.88%に相当する42,000株を所有しております。なお、ニュートラルが保有する当社株式42,000株については、本合併の効力発生日の前日までに第三者に売却する予定であります。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	ニュートラルは、当社へ「BACREX」のライセンスを販売しております。

(2) 本合併の目的

ニュートラルは、主にスーパーマーケットやドラッグストア、ホームセンター等の流通小売業向けインターネットEDIシステム「BACREX」シリーズの他、流通卸売業及びメーカー向けにインターネットEDIシステムの開発及び販売等を行っております。

当社は、ニュートラルを吸収合併することで、ITクラウド事業における流通業向けクラウドサービスの拡充及び事業の拡大を図るとともに、ニュートラルのEDI分野における経験及びノウハウを活かし、当社が新たなターゲットとする小規模卸売業・メーカーへのEDIサービスの展開を推進するとともに、食品流通業界における製造・物流・販売を結ぶ情報交換プラットフォームの構築に取り組んでまいります。

(3) 本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本合併契約の内容

本合併の方法

当社を存続会社とし、ニュートラルを消滅会社とする吸収合併方式で、ニュートラルは解散いたします。なお、本合併は当社については、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易吸収合併の手続きにより行う予定です。

本合併に係る割当ての内容

	当社 (吸収合併存続会社)	ニュートラル (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当ての内容	1	19
本合併により交付する株式数	普通株式50,540株(予定)	

(注) 1. 株式の割当比率

ニュートラルの株式1株に対して、当社の株式19株を割り当て交付します。ただし、当社が保有するニュートラルの普通株式(平成27年7月13日現在730株)及びニュートラルが保有する自己株式(平成27年7月13日現在1,490株)については、本合併による株式の割当てを行いません。

2. 本合併により交付する当社の株式数

当社は、本合併により交付する株式数50,540株(予定)の全てを新たに普通株式を発行することにより充当する予定であります。

3. 1株に満たない端数の取り扱い

本合併に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の交付を受けることとなるニュートラルの株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

その他の本合併契約の内容

平成27年7月14日に締結した吸収合併契約の内容は、後記のとおりであります。

(4) 本合併に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本合併の合併比率の公正性を確保するため、当社及びニュートラルから独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、速水税務会計事務所を合併比率の算定に関する第三者機関として選定いたしました。

両社は当該第三者算定機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、平成27年7月14日付にて、最終的に本合併比率の通り合意いたしました。なお、本合併比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

算定機関の名称及び上場会社との関係

速水税務会計事務所は当社及びニュートラルから独立した算定機関であり、当社及びニュートラルの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

算定の概要

速水税務会計事務所は、当社株式については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成27年7月13日を算定基準日として、算定基準日、算定基準日を含む直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各取引日における出来高加重平均価格を算定の基礎としております。）を採用いたしました。

一方、ニュートラルについては、株式を上場していないため修正簿価純資産法を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を適用し、修正簿価純資産法及びDCF法のそれぞれの評価結果に基づく折衷法を採用いたしました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の合併比率の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		合併比率の算定レンジ
当社	ニュートラル	
市場株価法	修正簿価純資産法 及びDCF法の折衷法	17.49 ~ 19.83

速水税務会計事務所は、上記合併比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、ニュートラルとニュートラルの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）に関して、個別の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えてニュートラルの財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、当社及びニュートラルの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。速水税務会計事務所による本合併比率の算定は、平成27年7月13日現在までの上記情報等を反映したものであり、本合併比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

なお、DCF法の前提としたニュートラルの利益計画は、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、流通小売業向けサービスにおける顧客数の増加に伴う売上増加に加え、開発投資の縮小に伴う外注費の低減やソフトウェア償却費の減少等による製造原価の削減を見込んでいるためです。

上場廃止となる見込み及びその事由

当吸収合併により、当社が上場廃止になることはありません。

(5) 本合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社サイバーリンクス
本店の所在地	和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3
代表者の氏名	代表取締役社長 村上 恒夫
資本金の額	現時点では確定しておりません
純資産の額	現時点では確定しておりません
総資産の額	現時点では確定しておりません
事業の内容	基幹業務システム等のクラウドサービス及び移動体通信機器の販売

吸収合併契約書

株式会社サイバーリンクス（以下「甲」という。）及び株式会社ニュートラル（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、平成27年7月14日（以下「本契約締結日」という。）、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

（商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

（1）甲：吸収合併存続会社

商号：株式会社サイバーリンクス

住所：和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

（2）乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社ニュートラル

住所：札幌市中央区大通西六丁目10番地1

（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、本合併に際して、本合併が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数に19を乗じた数の甲の株式を交付する。

2 甲は、本合併に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の株式19株の割合をもって割り当てる。

3 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき処理するものとする。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第4条 本合併により増加する甲の資本金及び資本準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

（本合併の効力発生日）

第5条 本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成27年9月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

（効力発生の条件）

第6条 本合併の効力は、乙が保有する甲株式42,000株を本効力発生日の前日までに第三者（甲を除く）に売却することを停止条件として生じるものとする。

（株主総会）

第7条 甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。

2 乙は、平成27年7月22日までに株主総会を開催し、本契約及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

（会社財産の管理等）

第8条 本契約に定める場合を除き、乙は、本契約締結日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、事業を遂行するものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを実行する。

（合併条件の変更及び本契約の解除）

第9条 本契約締結日から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、本合併の実行に重大な支障となる事象が発生し若しくは判明した場合（法令に基づき必要とされる関係官庁等による許認可、承認等が得られないことを含むが、これに限られない。）が生じたときは、甲及び乙は、速やかに協議し合意の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(契約の効力)

第10条 本契約は、本効力発生日の前日までに、甲の株主総会の承認が必要となった場合において、その決議による本契約の承認、又は本効力発生日までに法令に定められた関係官庁等の許認可、承認が得られないときはその効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通ずつ保有するものとする。

平成27年7月14日

甲：和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3
株式会社サイバーリンクス
代表取締役 村上 恒夫

乙：北海道札幌市中央区大通西六丁目10番地1
株式会社ニュートラル
代表取締役 川辺 春義

以上